

平成30年

文教委員会会議録

とき 平成30年7月2日

品川区議会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年 7月 2日 (月) 午前10時00分～午後 0時02分
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福 島 子 ど も 未 来 部 長 高 山 子 ど も 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
大 澤 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、その他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、庶務課長は議案審査のため、総務委員会に出席しております。総務委員会の審査終了後にこちらの委員会へ出席することとなりますので、あらかじめご了承ください。

本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 議案審査

- (1) 第48号議案 品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○塚本委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(1)第48号議案、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高山子ども育成課長

私から、第48号議案、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料につきましては、A4判1枚でございます。

まず、項目の1、改正理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備および運営につきましては、児童福祉法により、条例でこれらに関する基準を定めることとなっております。

品川区では、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例において定めているところでございます。

今般、国の基準であります厚生労働省令で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、本年4月より施行されたことを受けまして、速やかに改正すべく本定例会において改正するものでございます。

改正内容といたしましては、放課後児童支援員となる要件につきまして、有効な教員免許状を有する者に文言を改めるもので、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いについて、その場合においても対象者の範囲に含まれることが明確になるよう文言を改めるものでございます。

なお、放課後児童支援員でございますが、平成27年から子ども・子育て支援新制度によって創設された児童の指導に関する新しい資格でございます。

次に、項目の2、新旧対照表をご覧ください。

放課後児童支援員の要件として、条例第11条第3項第3号を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」という表現に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、公布の日から施行とさせていただきます。

説明は以上となります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（し）委員

1点だけ確認をさせていただきたいのですが、いわゆる免許状を有する者というふうに規定を改めるということですが、以前免許の更新をされていない方とかのことがいろいろ問題になっての改正なのかなというふうに思うのですが、これは免許状を有する者ということ、例えば年に1回なのか、数年に1回なのかはわからないのですが、提示というのはされるのですかね。学校側になのか、いわゆる教育委員会なのかわからないのですが。いわゆる、免許状を持っていても、更新がされていなくて、そのままになっている人というのがいた中で、要はきちんと更新をしていますよというのを常に確認するような体制になるということなのかどうかだけ教えてください。

○高山子ども育成課長

今般は、放課後児童健全育成事業に関する放課後児童支援員の資格を取得する、足り得る前提資格として教員免許状ということを書かせていただいております。この仕組みで申しますと、まず、この支援員になるには研修を受けていただくということになりますので、研修を受けていただいた後は、放課後児童支援員として仕事につくことができるというような類いのものがございます。いわゆる前提となります教員資格につきましては、直ちに教壇に立てる状態かどうかということまでは求めていませんので、そういう意味で申しますと更新について毎年の確認ということは、この資格においては必要がないということになります。

○南委員

教員免許状を有する者という表現なのですけれども、例えば一般的には学校の先生というふうなイメージなのですけれども、そのほかにどういう職にある方たちが対象になっているのかをちょっと確認しておきたいのと、あと品川区の場合、すまいるスクール、放課後児童健全育成だから、いわゆるすまいるスクールですよね。ここに例えば民間の方々も入って仕事をしていただいている、そういう状況なので、民間のところではこの資格がどういうふうに位置づけられていくのか、きちんと免許を持っている、免許状を有する者であってほしいと、当然条例がそうですから、そうなるのだろうと思うのですけれども、改めてちょっとその辺の確認をしておきたいと思います。

○高山子ども育成課長

2点お尋ねいただきました。

まず、具体的に教育職員免許状の第4条に定める資格の範囲という点で申しますと、これにつきましては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校などに加えまして、解釈の話になってくるのですが、特別支援学校でありますとか、あるいは養護教諭、こういった方々もこの範囲に含まれるという解釈が示されております。

それから、2点目の民間のいわゆる委託スタッフにおける資格の扱いに関しましては、当初平成27年のこの放課後児童支援員の資格制度が発足して以降、区の職員をまず早急に受けさせるということで、区の職員については受けさせました。その後としましては、各自治体単位でこの受講の枠が東京都より示されますので、民間の委託スタッフにおきましても、そういったものを積極的に取得していただくべく、いわゆる受講枠のほうは民間スタッフに回しまして、順次受講をしていただいているところでござ

います。

その後の話として、企業内においてどのような取り扱いをされているかまでは確認しておりませんが、年々そうした有資格者は増えていると、そういった状況でございます。

○南委員

私たちとしては、民間の方を導入するというよりも、正規の職員、区の職員という形が望ましいというふうに当初から言っているつもりなのですが、現実的に民間の方が入っているというところで、やはりきちんとしたこういう縛りが出てきた中では、そこをしっかりとらせていくということが大事だというふうに思うのです。そういうことで、枠の状況の中で指導しているという話なので、それはそれとして伺っておきたいと思うのですが、そういう中で、例えば受講料というのは、経済的にかかりますよね。そういうものが民間の方々については自己負担なのか、会社負担なのか、その分を委託費ということで区がこれからの委託契約の中で上乗せになっていくのか、ちょっとそのあたりはどういうふうになるのか教えていただきたいと思います。

○高山子ども育成課長

放課後児童支援員の講習料につきましては、基本的には無料で受講していただいておりますので、特に事業者の側においてそれを負担されるというような状況はございません。とはいいましても、職場をあけて受講していただくこととなりますので、それ相応のスタッフの体制をとっていただくことにはなりますが、長い目で見て放課後児童の指導の質が上がるという点においては、事業者の協力は得られているという状況でございます。

○飯沼委員

1点だけです。今日いただいた新旧表のところの第11条の第3項、ここの新旧の違いは理解しました。あと、この平成30年3月30日の改正省令の第46号の中にこれがかかれていたのですが、これ以外のところで何か変化があるのか。3月30日の通知の中身、改正の趣旨及び内容というところに、一つ、第10条第3項第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」を新設すると書いてあるので、これはどういうことなのか、品川区に関しては、これが影響するのかどうか教えてください。

○高山子ども育成課長

委員ご指摘の点につきましては、いわゆるここの第11条第3項の第4号に係る部分ということで、規則の中にその部分を委任されているということになってまいります。したがって、今回の条例改正のご審議の対象外にはなりますが、基本的には一定程度の経験を有する者においては、その質が確保できるということを前提に区長が特に認めた者については、そうしたいわゆる中学を卒業して5年以上の経験を有する方も今後対象となっていくということは区においては妥当であろうというふうに考えているところでございます。

したがって、今回の条例改正の範囲外ではございますが、あわせて規則においても改正を予定しているところでございます。

○飯沼委員

規則はどこを見たらわかるのでしょうか。規則も変わっていくということなのですね。

○高山子ども育成課長

今回の条例改正に合わせて、規則においても改正いたしますので、現状における表現とは今後変わっていくということで、施行についても条例と合わせたタイミングで施行していくというふうに考

えてございます。

○飯沼委員

ということで、規則も変わっていくけれども、今回提案があるのはこの条例の部分であるという説明でよろしいのですかね。はい、わかりました。

○塚本委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○つる委員

結論を出すで、賛成。

○飯沼委員

賛成いたします。

○石田（し）委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○塚本委員長

それでは、これより第48号議案、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(2) 第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）

○塚本委員長

次に、(2)第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高山子ども育成課長

それでは、第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算、歳出、子ども未来部所管分について、ご説明申し上げます。

補正予算書の14ページをご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、3目児童保育費につきましては、3,126万1,000円を追加し、126億1,197万円とするものでございます。

右側の15ページの説明欄をご覧ください。就学前教育推進費のうち、保育研修再編等委託のほか、研修経費として750万7,000円を増額するものでございます。その下、各種児童保育委託のうち、病児保育施設開設経費助成費1,750万円を増額するほか、その下、保育関係事務費のうち、事務内容標準化委託として625万4,000円を増額するものでございます。

私からの説明は以上となります。

引き続きまして、詳細は保育課長よりご説明申し上げます。

○佐藤保育課長

それでは、私から補正予算について補足説明をさせていただきます。

まず、病児保育実施医療機関に対する開設助成についてでございます。

資料をご覧ください。

事業概要といたしましては、医療機関に対して、国や都の補助金を活用し、病児保育室の開設を支援するものでございます。現在区内に病児保育施設は武蔵小山に1カ所ある状況でございます。

2番の補助対象をご覧ください。補助対象の医療機関は、おおしまこどもクリニックとなります。

3番の事業内容をご覧ください。設置場所は、品川区南大井三丁目16番11号です。既にマンションの2階にクリニックを開設しておりまして、その隣の部屋を改修して、病児保育室にするものです。定員は8名を予定しておりまして、開設は年度内の平成31年1月の予定でございます。

次に、4番の事業予算ですが、1,750万円を予定しております。こちらの金額は、助成額の上限でありまして、工事等の実際の額から助成額を支出いたします。財源の内訳は、国と都が同額で、583万円、区は584万円でございます。

5の事業予定地の項目に地図をつけておりますので、ご確認いただければと思います。

次に裏面をご覧ください。保育の質の向上、「のびしなプロフェッショナルスクール」開催についてでございます。

まず、1の事業概要です。区内保育施設の保育の専門性をより一層向上させるため、現在区が実施している研修を国のガイドラインに沿った8分野に再編をいたします。さらに、区が保育・教育の指針として策定をいたしました「のびしな」を実践するための研修を含めまして、新たな研修制度として「のびしなプロフェッショナルスクール」と命名し、これまでの区の取り組みをベースとして、区内の保育事業者に保育の質の維持・向上を働きかけてまいります。また、園長・副園長をはじめとした区立保育園職員の事務負担の軽減を図るため、事務の標準化を検討いたします。

研修を8分野に再編する理由ですが、国が進めております保育士等の処遇改善制度に8分野の研修の受講が要件になる予定であることが理由の一つでございます。

また、既にご案内しておりますが、「のびしな」とは、こちらのピンクの冊子でございまして、品川区の全ての子どもに等しく質の高い保育・教育を提供することを目的の一つとして、平成19年度に策定した保育のガイドラインでございます。

次に、2の事業予算をご覧ください。事業予算については、1,376万1,000円を予定しておりまして、内訳は保育研修再編等委託、研修追加分（保育内容充実等）、事務内容標準化委託でございます。保育研修の再編等委託では、8分野への研修・再編とともに、「のびしな」のダイジェスト版も作成する予定でございます。財源は東京都の包括補助金が出る予定です。

最後に、「のびしなプロフェッショナルスクール」の事業イメージをご覧ください。まず、「のびしな」ダイジェスト版を区内の保育施設に配付いたしまして、改めて「のびしな」の内容等の周知の徹底を図ります。

次に、国が示す8分野に再編した研修について、施設長や副園長等の職層に応じた研修を受講し、区内保育施設における保育の専門性の向上を図ります。研修を推進する体制といたしましては、組織改正で新たに設置いたしました保育教育担当を軸に進めてまいります。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、質疑等がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

まず、病児保育のところですが、病児保育にかかわる基準がちょっとわからないので教えていただきたいと思うのですが、定員8名と書かれておりますけれども、実際の8名に対しての人員はどの程度、どのような職種の方がかかわるとかという基準があるのかどうかと、部屋の2階の一部で約90㎡とありますが、これはこの病児保育専用室なのか、この辺の基準も大もとがあるのかどうか教えてください。

○佐藤保育課長

病児保育の関係でございますが、まず人員でございます。体制ですが、利用児童がおおむね10人いた場合、1人以上の看護師を配置することになっております。また、児童に関しましては、3人に1人以上の保育士を配置する予定です。ですので、8人予定ですので、看護師1人と保育士3人が必要になるというところでございます。

実施スペースの関係でございますが、保育室は児童1人当たり1.98㎡以上、観察室は3.3㎡以上の基準がございます。ただ、こちらに記載しております2階の一部約90㎡は全て病児保育室に使えるということですので、大分広い病児保育室になるというところでございます。

○飯沼委員

病児保育は子ども・子育て計画で増やしていくという希望が、本来だったら、病気だったら本当に保護者の皆さんがお休みできるような職場の環境をつくっていかねばいけないなと思っております、なかなか今の厳しい状況の中で求められているというところで、またクリニック、病院自体もすごくご苦労が多いと思うので、2カ所目ということで、ありがたいな、ぜひ成功していただきたいと思うのですが、今人員配置を伺ったら、10人に1人の看護師と児童3人に対して1人の保育士ということで、結構病児保育というのは誰もいないから何とかしなければと連絡をして、予約を入れても、また状況がいろいろ変化をするという中で、運営をしていくのがすごく大変ではないかなと思っております、その辺、わかっていたら教えてください。

○佐藤保育課長

病児保育の運営の関係でございますが、感染性が強いとか、重篤なお子さんは基本的に対象外ですので、ちょっと熱が高いとか、回復がおくれている場合に保護者の方が就労の関係でどうしても休めない場合にお預かりする施設でございますので、そういった大きなトラブルにつながったということは今のところ聞いてはおりません。

また、お子さんはちょっと熱が出てだるいという状況で、比較的静かにしていますので、保育士の方も見守っているという運営をしていると聞いております。

○飯沼委員

最後です。病児保育にかかる費用というか、保護者の負担と、あと補助のところを教えてください。

○佐藤保育課長

ランニングの関係だと思いますが、保護者の方が利用しましたら、1日につき2,000円のご負担をいただいております。区からの運営事業者に対する運営支援といたしましては、大体8人定員ですと年間1,000万円ぐらい、保育士と看護師の人件費相当から算出してお支払いをしているところです。

○飯沼委員

では、病児保育のほうは終わります。

次に、保育の研修のところと、事務内容の標準化のところをお伺いします。研修のところなのですが、ちょっと現状がどういうふうになっていて、どう変化をするのかというのを具体的に教えていただきたいのと、「のびしなプロフェッショナルスクール」のところの一番下の図のところ、「内容」と「対象」と「体制」とあるのですが、この「体制」のところ三つの丸が書いてあって、これの意味がわからないので、ちょっとここを教えてください。

○佐藤保育課長

区で開催している研修の現状というところが1点目ですね。平成29年度の研修の実績は37回やっています、約2,300人の方が参加をしております。そのうちの13%、約300人の方、民間事業者の保育園の方が参加している状況です。こちらに関しましては、先ほどご説明いたしました国が示す8分野の研修のほうに、今のところは再編しておりませんので、こちらに再編して、どこの分野が一番弱いのかとか、どの辺、過不足のほうを今回検討して、より見やすい形で私立も含めて、公立も当然ですが、その辺の保育士の研修の参加と質の向上を図っていくというところでございます。

あと、のびしな体制でございますが、わかりにくくて大変申しわけないのですが、体制といたしましては、上の赤い丸ですね、この保育教育担当というのは、今年度組織改正で立ち上げた組織でございます、園長OB6人を含む全部で8人の職員がいます。その下は研修のメニューによっては当然職員では講師ができませんので、専門の講師を呼んでいるというところで、この辺の体制をもって区内全部の保育園の保育士の質の向上、維持向上を図っていくというところでございます。

○飯沼委員

今のところなのですが、右肩に大きな丸で「全保育園保育士」と書いてある、これの意味に対して行っていくという理解でいいのですか。すみません。

○佐藤保育課長

答弁がわかりにくくて申しわけありません。体制といたしましては、今ご説明した内容で、この体制をもって右に矢印がありまして、区内全部の保育園の保育士に働きかけるというところでございます。

○飯沼委員

全区内の保育園保育士に対しての質の向上という取り組みなので、ぜひよい成果を上げていただきたいと思いますが、左の8項目の内容というのは、これから国から示される中身で行われていくのか、それを具体的に横引きにしながら研修の項目を決めていくことなのか、ちょっとそこを教えてください、のびしなプロフェッショナルスクール」の図で地域型保育事業の下のところ全保育士にダイジェスト版の配付とありますが、この辺で品川は私立の保育園がすごくこのところ増えていますけれども、その辺の私立のよさをどう活かしていくのかというあたりと、どこまで活かされていくのか、質の向上に役立てていくのかなど、その辺の思いをちょっと聞かせていただきたいのが二つ目。

あと、事務内容の標準化の委託のところなのですが、これはどういうところに、どのような対応で委

託がされるのか、ちょっと中身について教えてください。

○佐藤保育課長

何点かご質問をいただきました。研修の体系化と充実、内容のところでございますが、こちらは8分野が国のほうから示されておりまして、一番上の乳児保育から一番下のマネジメントまでの八つの分野が適切であろうということで国から示されたところでございます。こちらの8分野に沿って、区でももう一回現状行っている研修を再編いたします。

全保育士に配付をして、私立のよさとか、そういった面をどうやって活かしていくのかというところでございますが、区といたしましては、従前から就学前乳幼児教育というところと特別支援、また保護者支援という三つの柱で保育を行ってきているところです。こちらに関しましては、区内で開設する保育事業者のほうにも開設のタイミングでお話はしているところでございますが、そちらの基本的なところというのは、国が示す保育所保育指針にも明記されていますので、そちらを私立保育園にも踏襲していただいて、私立は私立で独自の考え方とか力を入れている点もありますので、その辺はそちらの考えに沿って充実した保育を品川区民の方々に提供していただくというところに変わりはございません。

あと事務内容の標準化委託の内容でございますが、現状保育園で行っております事務の内容を全部洗い出して、例えば不要書類の作成をしていないかとか、むだな作業をしていないかというところを全部洗い出して検討すると。そしてまたその後、標準的な事務のマニュアルを作成して、それを全保育園長に対して研修をして、周知の徹底を図るというところを今のところ予定しております。

○飯沼委員

その事務内容の標準化委託の内容に当たって、現状いっぱい問題があると思うので、現場の声の反映というのを、どう集約してここに持っていつているのかということと、標準化のマニュアルをつくっていくということですけども、以前保育園でかなりお金をかけて標準化、ファイリングシステムというのをつくって、あのときは品質を一律にしていこうということでファイリングシステムがあったのですが、これは今どうなっているのか、これとはつながっていかないものなのか教えてください。

○佐藤保育課長

事務の標準化を図る上での現状というところでございますが、この間、大きく事務が増えたということはないのですけれども、原因といたしましては、保育士の若年化といいますか、20代、30代が今年度で68%、約70%になっているということと、小規模保育事業者との連携というのが5年間で行うようにということで、園長、副園長が大分そちらのほうに、連携に手をとられている部分は純粋に変わってきている状況かなというところです。

また、園としては、皆さんが一生懸命福祉職として地域支援等を頑張っているというので、その辺の事業は減らないといいますか、負担はそのまま残っているというところがありますので、そういったこの間変わってきている内容に対して、チームのほうの負担がより高まっているというところだと考えております。

この間、昨年度事務の標準化PTというのを立ち上げまして、各園長から細かく私も話を聞きましたけれども、やはり基本的にワードとかエクセルとか、そういった作業が苦手な保育士が一定いるというところと、給食の賄いであったり、勤務のシフトの関係がもうちょっと効率的につくれればというところも聞いていますので、その辺もあわせて今回の委託の中でやっていきたいと考えております。

2点目のご質問のファイリングシステム等々とのつながりというところですが、委員ご指摘のとおりたぶんISOのときにそういったものを一度しっかりつくったというところなのですが、この間人事異

動とか、人の動きの関係でうまく引き継がれていないというのが現場としてありますので、そこも含めて標準化を図っていきたいと考えております。

○飯沼委員

職場の若年化、若くなっているというところで、うまく引き継がれていないこともあるということで、一定マニュアル化、標準化していくのは大切だと思いますが、ぜひ園長、副園長とか、事務関係というのと、とかくそうなりがちですが、現場の保育士のところの抱えている事務もかなり、ただ機械が使える、使えないだけではなくて、考えて組み立てていく中身で大変な部分もあるので、その辺もぜひ現場の声をを入れて委託につなげていただきたいと思うのが1点です。これはお願いです。

あとISOは、私が本当に議員になる前から、かなり昔で、これというのは、すごく大変な思いをしてファイリングシステムをつくったにもかかわらず、今伺ったら引き継がれていないというか、年間何百万円も使って、ISOの規格を守っていくためのいろいろな作業もされていたと思うのですが、その辺がうまくつながっていないという意味では、今度のマニュアル化のところもぜひ現場の声を十分入れて、活かされるものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○石田（し）委員

2点あります。1点目は、国のいわゆる指針に沿って8分野に再編するということですが、それでも、「のびしなプロフェッショナルスクール」というふうに銘打ってやられるわけですね。ということは、何か品川区独自の特色があるのかなと思うのですが、もしそういうがあるのであれば教えていただきたいのと、事務内容標準化の部分ですが、もちろん事務内容を精査して標準化をするというのはいいのですけれども、ただ事務内容を標準化してもなかなか事務作業にかかる時間とか労力というのは、そんなに変わらなくなってしまうので、やはり効率化をどうやって進めていくかというのが大事なのだなというふうに思うのですけれども、今品川区でも保育園に対してICTを活用して、いろいろな事務の効率化というのをやられていると思うのですが、その辺を例えば事務内容を標準化すると同時に、効率化をどうやってやっていくかというのもセットでやったほうがよりよいものができるのかなと思うのですけれども、その辺はどのようにになっているのか教えてください。

○佐藤保育課長

2点ご質問をいただきました。1点目は、研修の関係でございますが、「のびしなプロフェッショナルスクール」というところで銘打っているというところでございますが、区といたしましては、就学前乳幼児教育ということで、小学校への連携というところに力を入れてきているのと、特別支援の関係と保護者支援、この三つの柱は今後も変わりませんので、その辺をベースにして国が示す8分野に研修を再編して、全国基準でも比較検討できますし、区としての目玉も明確に出すというところで進めていきたいと考えております。

2点目の事務を標準化して電算化とか効率化を進めないということはまさに委員ご指摘のとおりでございますが、事務のICT化に関しましては、当初予算で例えば連絡帳の電子化等の予算もつけてありますので、その辺は今並行して検討しているところです。また、さまざま例えば給食の関係の賄いシステムを今年度再構築しますので、その辺を含めて総合的に効率化を図っていきたいと考えております。

○渡部委員

説明ありがとうございました。国のほうのガイドラインの中では、結構細かく今回規定されていると思うのですけれども、それ全部、イコールで従って引っ張ってきて、なおかつ独自に品川のものを足すというイメージなのですか。時間数までたしか国のほうで出ていると思うのですけど。

○佐藤保育課長

国の研修体系等の関係でございますが、こちらの関係は、昨年度こういった体系が示されているのですけれども、実際に本格運用するのは平成34年度開始というところもありますので、その辺の質疑は広まっていくのですが、一応国から8分野と出ていますので、これは非常にバランスがとれていますので、その辺に沿って区ももう一回研修の再構築を図っていきたいというふうに考えております。

○つる委員

この間の質疑の中であったかもしれないのですが、まず事業予算の(2)の研修追加分で、今渡部委員のほうからあった8分野、私も今資料を見ながらですけれども、追加をしたものというのが具体的に何かというのと、あと8分野はいろいろあって、1分野当たり15時間、先ほどの質疑で研修時間にあてられるということなのですけれども、この間、今いろいろ課題になっている保護者支援というところについては、区としてはどのようなところにより取り組んでいくのかというのが、今現状4年後とありましたけれども、あれば、そこを教えてください。

○佐藤保育課長

追加分に関しましては、一応200万円というのは、見込みで予算を立てているところでございますが、再編の委託の中でより明確にするところではあるのですが、現行といたしましては、職員の分析では、マネジメントと保育実践というところが現行の研修ではちょっと弱いのかなというところでありまして、この辺を強化する見込みで一応200万円という予算をお願いしているところでございます。

保護者支援に関しましては、現状かなり研修をしているところで、1日の保護者とのかかわりであったり、ちょっと心に問題といたしますか、さまざま課題を抱えている方に関する対応に関しても研修は行っているところでございます。今回、補正予算をお願いするに当たりまして、保育士がたくさんいる区のほうの研修の状況を一応調べたところなのですが、品川区の研修予算は大体1,000万円ぐらいあるのですけれども、他区の状況ですと100万円程度の研修経費に抑えているところが多いということもありますので、品川区としてはかなり保育士の人材育成に力を入れているというふうに認識しているところでございます。

○南委員

ちょっと病児保育について伺いたいのですけれども、今回南大井にあるおおしまこどもクリニックが8人の枠で開設するというので、全体的には16人、2カ所になるのだというふうに思うのですけれども、この間も区内のいろいろなところで病児保育があったけれども、そこが廃止になったりとか、そういう経過があったと思うのですが、それがどういうことだったのかをちょっと知りたいなというふうに思っているのと、それから私は病児保育は働く女性、お母さんたちが仕事を休めないという現状の中でこういう事業を開始しているということで、それはそれとして必要だということで受けとめたいというふうに思うのですけれども、やはり基本は子どもが病気になったときは休めるような、そういう環境が望ましいと思うので、そのところはちょっと意見を言っておきたいなというふうに思っています。

それで、そういう関係で見たときに、品川区の保育園の保育士もなかなか休暇がとれないという現状がありますので、いろいろな工夫をして休むことも含めてですけれども、工夫をしてしのいでこられているという状況があると思うのですね。とりわけ、この間の一般質問でも取り上げた年休の取得が事務職の方々に比べて半分しかとれていないという現状のときに、やはりこういう病児保育というのがそういう点でも必要なかなというふうに見てはいるのですけれども、さっきも言ったように、やはり休め

る環境をつくるということが望ましいわけでありまして、そういう点について保育士の方々をいろいろ見ておられる保育課として、そういう保育園の保育士、品川区の保育士の方々が、年休取得との関係で子どもが病気のときはきちんと年休が取得できる環境にあるのかなのか、そこをどういうふうに見ているのかもあわせて伺いたいと思います。

○佐藤保育課長

ご質問は、2点だと思います。まず1点目、病児保育室が1施設閉室した経過というところでございますが、委員ご指摘のとおり昨年度末で1施設が閉室をしております。こちらに関しましては、約9年間病児保育の事業を行っていただいたところでございますが、もともと地域貢献その他、内科の方なのですけれども、現状やっているところで、大変お忙しいというところもありまして、この間ちょっと無理を言ってお願ひしていた経過もありますので、昨年度末で実質閉室をしているところでございます。不足分に関しましては、子ども・子育て計画に沿って今回補正が出ますけれども、地域バランスを考えて病児保育室の開室を進めてまいります。

区立保育園の保育士は年休をとれているかとれていないかの状況についてということですが、私も約800名の職員とヒアリングをしましたが、非常に厳しい状況もある一方で、一応ご自分が具合が悪い場合、もしくはお子さんの調子が悪い場合、そこは休みはとれているという話は聞いております。ただ、例えばリフレッシュとか長期間の休暇をとるのはなかなか難しいと、その辺は担任をほとんどの職員が持っていたり、行事もたくさんある関係で厳しいという話は聞いておりますので、今回お願ひしている事務内容の標準化の委託とか、電算の効率化とか、さまざまな手法を使って、今後保育士の健康管理に努めていきたいと思っております。

○南委員

病児保育については、本当に地域バランスをとっていただくことが大事だというふうに思っております。それと、品川の保育園保育士の方々の関係ですけれども、休みはとれているというふうな認識を持っておられるようではありますが、私の経験でも、自分のリフレッシュのためにとることはゼロではないけれども、休暇の大半が、特に20代、30代が70%いるという今の保育士の現状を見たときに、やはり子どもが具合が悪いときにとることが圧倒的になっている、そういう状況ではないかなというふうに思うのですが、それが平均7.6日から8日ですよね。そういう現状を見たときに、やはりとれていないというふうに私は、そういう印象を持ちました。

現状をきちんと保育課が把握して、少なくとも区民に向けて病児保育という事業を開設しているのであれば、少なくともそういう保育で働く保育士の方々が休みのときは、やはり休む、休める、そういう環境をとるべきだというふうに思うのです。急な発熱だとかがありがちですから、代替だとかという手配をするというのは難しいけれども、今あるのかどうかちょっと私も不勉強でわからないのですが、加配制度を置いていたという時期がありまして、そういう状況の中で結構、わりと、とれなかったはとれなかったけれども、今ほどとれないという状況ではなかった、そういう認識を持っています。

したがって、やはりこういう区民の皆さんに安心して働き続けていただくために、開設する事業で、その事業を担っている保育士の方々がとれないなどというのは、余りにも不合理だというふうに思いますので、その改善を強く求めたいと思っておりますし、そういうことについて区はどのようなふうを考えているのかを伺って、終わりにしたいと思います。

○佐藤保育課長

昨日の定例会でもご答弁したとおり、保育士の休暇は7.8日というところで、その辺の状況と保育

士、もしくは園長のほうから保育園運営にかかわる休暇の状況も、今後も適切にお話を聞きながらでき得る対策を行っていきたいと思います。

また、年休の関係でございますが、休みの関係はさまざま制度もできておりますので、例えば子の看護のための休暇とか、部分休業をとっている職員もおりますので、その辺とどういう状況かというのを把握していきたいというふうに考えております。

○南委員

終わりにしたかったのですがけれども、最後に一言話したいと思います。やはりいろいろな制度があるということでもありますけれども、年休すら7.8日しかとれないという状況は、なかなかこれは相当きつい勤務実態がある職場環境だというふうに私は思っています。したがって、改善しなければいけないというふうに思いますので、ぜひいろいろな工夫をされて改善し、安心して働き続けられるだけではなくて、自分の子どもも含めて、子どもが豊かに育つ、豊かに育てられる、そういう状況を一日も早くつくっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認します。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成です。

○つる委員

賛成です。

○飯沼委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○塚本委員長

それでは、これより第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 文教委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

平成30年請願第12号 大崎図書館の解体は止め、新たな図書館として再生させることを求める請願

○塚本委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

本件は、平成30年請願第12号、大崎図書館の解体は止め、新たな図書館として再生させることを求める請願を議題に供します。

本件は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○塚本委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横山品川図書館長

では、私から大崎図書館の経緯についてご説明させていただきます。

移転前の大崎図書館につきましては、かねてより老朽化により個別の補修、改修が追いつかず、対応が迫られておりましたところでございます。また、そのころ、品川産業支援交流施設、SHIP開設の話がありました。大崎図書館は、ものづくりのまち大崎において、ビジネス支援図書館としての機能も担っていたことから、連携しやすい近接での立地が望ましいところございました。さらにSHIP近接の御殿山小学校敷地内に一定の用地が確保できる見込みが付き、当該再開発地域内での土地利用は、文教施設であることが望まれるため、老健施設との複合施設として図書館の移転を決定したところでございます。

大崎図書館につきましては、平成30年3月末に閉館し、新住所地で平成30年6月1日に開館いたしました。また、芳水小学校敷地の分館開館は、平成31年1月25日を予定しており、その間の図書環境を平成30年2月に開設しました大崎駅西口図書取次施設でカバーしております。今後新しい図書館環境の中では、地域の特色を持った図書館として新しい大崎図書館においては、従来のビジネス支援とともに小学校近接施設として子育て世代にご利用しやすく、医療・介護施設合築ということから、健康医療についての情報充実、近々に開催となるオリンピック・パラリンピック情報の提供を行ってまいります。

大崎図書館分館として立ち上がる芳水小学校図書施設では、地域の皆さんがつくった大崎図書館の成り立ちを大切に、大崎地域の資料収集、展示、事業実施も進めてまいりの方針でございます。

また、学校敷地内図書施設である強みを活かして、小学校との強い連携を図りつつ、親子で図書に親しみ、地域に愛される憩いの場所にしていきたいと考えております。さらに大崎図書館分館が機能するまでの間、西口の図書機能を補います大崎駅西口図書取次施設につきましては、従来の取次サービス機能だけではなく、児童向けの図書の所蔵を図り、親子で一息つける場にもなっております。蔵書につきましても、大崎地域3拠点で15満点余りと、移転前の13満点から増やすことができる見込みでございます。

今後は大崎地区全体で三つの図書拠点を活用し、住まわれている方、働いておられる方、学ばれている方、また乳幼児から高齢の方まで幅広い立場、年代の方がご自分に合った図書館利用を選んで図書に

親しむ区内の先進地区となっていく見込みでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本請願につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

改めて大崎二丁目にある大崎図書館を解体する理由、先ほど補修とか改修が追いつかないという話でしたけれども、解体する理由、そして築何年か、そのあたりを教えてください。

○横山品川図書館長

解体の理由と申しますか、移転の理由と申しましては、改修について補修が追いつかないということと、またSHIPへの連携ということでございます。

また、築年数につきましては、34年になるところでございます。

○南委員

老朽化というふうには説明されませんでした。老朽化をしているということではないのですかね、その認識。築34年ということですから、一般的には改修というよりは補修をしながら公共施設を維持、存続させていく、こういう方針に品川区はあるというふうに思っているのですけれども、その点と、この解体する理由として、今までは老朽化というふうに言っていた時期もあったと思うのですけれども、そこの関係の整理をどういうふうにされたのかを知りたいし、私は老朽化をしているというところで伺ってきたつもりでいたので、老朽化というふうには、解体の理由はそこなのかなというふうに思って受けとめたのですが、そのあたりのことを、区の認識を改めて整理したいと思いますので教えてください。

○横山品川図書館長

老朽化という意味では、30年以上たっておりますので、老朽化はしております。また、委員がおっしゃるように老朽化しても補修をしながら最大年数までもたせるという区の方針の原則がございます。ただ、個別の施設ごとの事情もございまして、例えば大崎図書館につきましては、地下の書庫は修理ができないような、部品が手に入らないような状態の不具合ができて、動かないような箇所がございました。また、施設全体の配管につきましても、補修をしても漏水がとまらず、トイレの悪臭であるとか、水漏れについても防げないような状態がございました。また、2階廊下全体が雨漏りをして、歩くときしむような状況が改善されず、皆様にご迷惑をかけていた状態等、個々にございましたので、そういう意味で改修するのが難しく、移転をするほうが望ましいという結論に至ったところでございます。

○南委員

補修が原則だと、区の公共施設についての見解というのは、このところ、そこを随分強調しておられますよね。私は施設を大事に使っていくということは大前提、当たり前のことだと思いますので、それはそういうふうな方針というのは一定理解しているというふうに思っていますけれども、しかし、34年しかたっていない、雨漏りがしているだの、配管がだめだのという理由を挙げておられましたけれども、一般的にほかの施設を見たときに、そういうところもしっかりと改修される、お金をかけて、手を入れて、使えるようにしていくというのが当たり前のことであって、なぜこの大崎図書館だけ、そういうことを理由にして移転になるかというのが全く理解できないのですよね。

それで、今年の5月18日に、今ある、移転された御殿山のところの図書館の開所式、文教委員として参加をしてまいりましたけれども、そのときに、区長のご挨拶の中で、次のようにお話し、文章は正確ではないけれども、趣旨をということで聞いていただきたいのですが、29号線で移転することにな

り、どうしたものかと、あちらの旧大崎図書館のことですね。思っていたが、こうした場所が、御殿山のほうですね。こうした場所があつて本当によかったというふうに発言されているのですよ。ですから、老朽化というふうにずっと今まで説明されてきましたけれども、もう一つの理由として、29号線、移転、これがあるのではないかと私は思いました。その点についてはどうなのですか。

○横山品川図書館長

移転の理由につきましては、先ほどからご説明しました老朽化による改修が追いつかないという部分とともに、先ほどSHIPとの連携という部分を大崎図書館が担っていたということもありまして、そういう意味では、移転のチャンスだったというのも一方でございます。また、オープニングセレモニーのときのご挨拶につきましては、大崎の住人でもあられます区長について、大崎が移転することについては非常に残念に思っている。自分もこれからの大崎図書館の図書の充実を願っているという意味で、ご発言いただいたように思っております。

そういう意味では、大崎を大切に思って、これからも図書環境の充実に向けていくというところにおいては、同じ思いだというふうに受けとめてございます。

○南委員

私が聞いたのは、29号線の問題があつて、大崎図書館移転を区が判断した材料の一つに、この29号線があつたのではないかと思っていて、ずっとこの間もそういう立場で質問もしてまいりまして、図書館の移転はだめだというふうに言っていたのですけれども、いみじくも区長がその開所式のときにそういう発言をされたので、29号線の問題がこの大崎図書館が移転する理由の一つにあつたのではないかと質問したつもりなのですけれども、そこの答弁はなかったので、そこをちょっと再確認したいと思います。

それで、同時に、そのときの区長のご発言はそれだけではなくて、このもともとあつた大崎図書館というのは、自分の家からも5分ぐらいの近いところにあつて、よく利用していたのですとおっしゃって、ああ、区長もお忙しい時間を割いて図書館においでになっているのだなというふうに私は印象を持ったのですけれども、やはり近いところに図書館があるということが本当に重要なのだというふうに私もそこで改めて思いました。私も家からそれこそ5分ぐらいで八潮図書館があるし、歩いていけるところに、身近に利用できる、しかも自分が手に入れたい資料が手にできる、そういう図書館が点在しているということは、本当に大事なことだというふうに思うのですね。

そういうふうに区長も、だからこちらの図書館は利用していたけれども、移転して、こちらはなかなか遠いからなというような、そんな場面もありました。だから、やはり身近なところに図書館ができるということが、存在させていくということが重要だというふうに思っているのですけれども、そういう点についての認識がどうなのかと、先ほどの29号線の関係のところの答弁をお願いしたいと思います。

○横山品川図書館長

移転に際しまして、図書館部門が情報として受けておりましたのが、大崎駅東口の北品川五丁目に用地の手配ができて、そちらについては病院との連携で新しい図書環境が図れる見込みがあるということ、またSHIPとの連携に近接な地域であるという条件を示されました。また、施設の改修についての予算取りについても、それぞれの対応には制約があるという条件の中で、移転のほうを図書館としては選んだところでございます。

また、委員がご指摘のように近いところに図書環境があるということは、現場におります私どもが一番感じておりまして、そういう意味でも地域の人が大切に育ててきた大崎図書館がなくなることについて

て、とてもたくさんのご意見をいただきましたので、大崎図書館は移転するだけでなく、芳水小学校に隣接しました分館を設けるような運びにもなりまして、図書館部門としましては、大崎地区に3拠点を設ける、これは区内でもとても恵まれた状況にあると思います。近くにあったほうがいいというのはすぐわかるのですが、そういう意味ではほかの地区でこのように3箇所設けられて、それこそ歩けば10分かからないでどこかの図書施設に行けるという環境を整えられたというのは、結果的には恵まれた状況を確認できたものだと思っております。

○南委員

やはり、でも、区長の発言というのは重たいですよ。したがって、開所式で発言されたそのことは、やはり基本的な大崎図書館の移転の理由になっているのではないかと、いたはずだというふうに思います。そこをいろいろ担当のところで北品川に用地ができて、SHIPとの連携ができるとか、そういうことを繰り返しておっしゃるけれども、やはり基本的な移転の理由というのは、29号線、これがあるのではないかなというふうに思うのですけれども、違うのですか。

それともう一つ、そういう決定をやはりしているはずですよ。教育委員会の了解なしに29号線、区長部局だけの判断で教育委員会にやれというふうな声にはならないと思うのですよ。教育委員会と行政との関係、対等平等のこういう関係の中でね。ですから、教育委員会が29号線のことを知らないで了解するということがあったとしたら、とんでもないことだし、私はあるはずがないと、了解の上でこういう計画になって、建設が始まっていったのだろうというふうに思うわけです。その点についてはどうなのですか。

○本城教育次長

移転の経緯等につきましては、図書館長が今ご説明したとおりでございます。この委員会につきましても、今まで繰り返してご説明させていただいたとおりです。29号線の関係につきましては、私どもがわかる範囲で、認識のところも含めてですが、現在もまだ企画や総務部のほうから聞いているところでは、東京都の間で具体的な協議をしているけれども、どういう形になるか今も協議中だということで、そういうような状況で、移転自体の理由は繰り返しになりますが、館長が説明したとおりでございます。

移転理由は、今のような状況を、経過をとっているというところでございます。

○南委員

経過を聞いているということで、通るかどうかがわからないことも含めて経過を聞いているというふうに理解をしたのですけれども、そうであるなら、29号線の問題と切り離して、区の事業として大崎図書館の問題をきちんと据えて、やはり考えるべきだというふうに思うのです。決定もしていないのに、早々におもんばかって、区のほうが図書館を移設するというふうなことは、私は毎回大崎図書館を移転しないという区民の皆さんの粘り強い運動と要請行動が繰り返し行われている、そういうことを知りながら、そこを全く軽視して、区民の意見を軽視して、移転を先に決めてしまうなどということは、これはとんでもないと、区の考え方、基本的な姿勢に反するものではないかなというふうに思うのですよ。

区民が地権者、区民の声を大事にする区政、区民参加を求めている区民憲章にも反する姿勢だというふうに思うのです。そういう点で、29号線のこと、これからだというふうな、そういうことには納得できません。やはり、29号線が通ることを想定してこういう対応をとっているのではないのですか。それは許されないことだというふうに思います。したがって、解体する理由は老朽化というふうに言うておられたけれども、それだけではなくて、29号線問題が大きくそこに理由として占めていたと

いうことを私は認めるべきだというふうに思います。違うというふうに言うのではなくて、ごまかすのではなくて、やはり認めるべきだ。

そして、これは間違っていましたというふうな、私の希望ですけれども、そういう考え方は間違っていたと、あそこの施設はまだ残っているから、ここで地域の皆さんに大切にいただいた図書館をもう一回再開しますよと、そういう判断にするべきだというふうに思うのですけれども、それはどうですか。

○本城教育次長

繰り返しのなってしまうのですが、大崎図書館移転の件については老朽化を契機にして、SHIPとの関係、そして御殿山小学校の隣地で文教施設としての施設が求められたこと、そういったところを総合的に判断して、教育委員会として図りまして、そのような形で条例の中にも大崎図書館分館も含めた形でご提案をした経緯でございます。

それと、29号線の関係については、私ども聞いているところでございますが、現時点においても東京都と協議をしているということでございますので、そういう意味からしても、移転につきまして、それ自体については先ほど来ご説明した三つの要因によって総合的に判断して決めた、そのような経緯でございます。

○南委員

今の答弁は、私は了解できませんということをはっきり申し上げておきたいと思います。

それで、やはりもっと区民の願いに沿う、尊重する、そういう立場で行政運営をするべきだというふうに思っていますし、図書館も本当に大事にさせていただきたいということをちょっとあえて述べておきたいと思います。

それで、前回、この間の文教委員会でやはりこの問題を取り上げたときに、この地域に図書館がなくなってしまうことを私としては非常に心配して、芳水小学校ができるけれども、来年の1月ですよ。そして、取次施設が2月にオープンした、だから空白期間はないのだということで、ああそうなのかと、あのときはちょっと不勉強で、そんなふうに発言してしまった場面もあったのですけれども、しかし、その取次施設を見たときに、やはり単なる取次だけではなくて、親子で一息つけるとか、子どもが利用できるような、そういう児童図書も置いているのだという説明をされていたけれども、しかし、スペース的には狭いし、やはり電算化していないために、何か文書が、自分でこの本を借りたいとか、この本を返しますということも、手で書いて取り次ぎしていただかないとできないような状況だと。だから、ここで1年近く取次施設があるからいいのだというふうにはならないというのが地域の方の声ですよ。

だから、自分是不勉強で皆さんの声とか実態をよく見ないで発言してしまったなとすごく反省したのですけれども、やはり3カ所あるからいいのだということにはならないというふうに思いますよね。しかも、芳水小学校のところは、上が体育館ですか。それで、そういう音だとかも聞こえるし、やはりこのところを図書館と呼ぶには、いまいち不十分なのではないかと、そういうご意見も出ていますし、やはり先ほど次長がおっしゃった、まだ東京都との関係では整理もついていないような、そういう問題を持ち出して、こういう図書館の移転、廃館、そういうことをするというのはあまりにも私は行政としての考え方、判断の仕方として、間違っているというふうに思います。そういう点についてどうなのかということ。

それと、芳水小学校と取次施設があるからいいのだと、こういう考え方にはならないというふうに思うので、そこについてはどういうふうに思うのかを改めて伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

大崎地区の3拠点につきましては、拠点が動くまでは少なからず地域の皆様にご迷惑をかけることは事実でございます。芳水小学校ができるまでの間、少しでも図書環境を整えるために西口についても貸し会議室にしていたところでしたので、とても地元のお声もありながら譲っていただいたという経緯もありまして、開かせていただきました。

委員がご指摘のように予約した本の受け取りしかできませんので、図書館そのものの機能というのは十分果たせない状況がございます。ただ、一方で少しだけ余裕があるので、子どもさんの本を置いて、親子で親しめるスペースにしたところ、絵本がなくなってしまって、取次施設なのか図書室なのかかわからないような状況になるぐらいご利用いただいて、私も何度も伺いましたけれども、夜の時間に親子で楽しんで、カーペットスペースで楽しそうに読み聞かせしていらっしゃる親子の姿を何回も見て、新しい図書スペースとしての使い方の可能性が開けたなというところは感じております。

そういう意味では、一般的な図書の使い方としては非常に制限されていますし、予約した本の受け取りしかできないので、開架の本を選びながらというのは今できない状況で、それは6月にオープンしました大崎図書館まで西口からですと20分ぐらい歩いていただくようになるのです。大崎第二の連合町会長もおっしゃっていましたが、そういう意味では余裕を持って出かけてという気持ちであれば利用できるというふうに言っていたので、しばらくの間はご不便をおかけしますがけれども、1月25日に開館したときには、そちらのほうをご利用いただき、また狭いスペースですので、蔵書が少ない分、それは口頭で予約していただいて、すぐに取り次ぎいたしますので、そういう意味でも3拠点では総合的には図書環境としては非常に使いやすくなると思います。

また一方で、北品川のほうにできたというのは、山手線内に初めて図書館を設けたということで、そういう意味では、そちらの地域の方に非常に喜ばれているという面もございますので、そういう意味で、総合的に判断しまして、最終的には図書環境が上がる、それまでの間はいわゆる工事中ですから、ご不便をおかけするところは確かにございます。そちらについては、おわびを申し上げるしかないのですが、ご不便をおかけして申しわけないということです。

また、芳水小学校の体育館の下というところがございますけれども、音がする真下では全然ございませんし、図書館環境を維持する標準というので、音がしないようにという確認をしながらの設計となっておりますので、そういう意味では全く音がしないということはないと思いますけれども、図書館として利用できるのに不都合がないような環境は整備させていただくようなことで工事を進めさせていただく予定でございます。

○南委員

最後にしたいと思います、私、ちょっと誤解されるといけないので、申し上げたいと思いますが、御殿山にできたあの図書館は必要ないとか、そういうつもりは全くありませんし、この間ずっと主張しているように図書館というのはそれこそ本当に5分ぐらいで行けるような、そういう地域に存在していただくことが一番いいわけですから、それはそれとして図書館機能を十分果たしていただいて、区民の利用を図っていただくようにしていただきたいと思っているというところは表明しておきたいと思いません。

しかし、1年近くにわたって、今まで親しんできた図書館が利用できなくなっていると。取次施設については、子どもの絵本がなくなるぐらいの利用があつて、それはそれとして本当にいいことだというふうに思うし、それは本当に活用していただけるように、もっとできたら蔵書を増やして活用していた

だけのようにすればいい話であると思います。だからといって、大崎図書館がなくなってしまうというのは、やはりこれは地域の財産が、区みずからが財産をなくすことになるわけですから、そういうことはもう一度再考する必要があるのではないかなというふうに思います。

それで、地域の方から聞いた声なのですけれども、新しくできた図書館のほうに行ってみて、非常に自分も気になっていた子どもの読み聞かせスペースを見たときに、もとの大崎図書館のほうは非常に階段状になっていて、しかも広いスペースでとつてもよかったのに、今度のところは狭くて細長くて、非常に使いづらいというふうにおっしゃっていたのですね。何でこんなふうになってしまったのだろうというふうに変え失したというお話なのです。それはそれで区としては最大限努力をさせていただいて、レイアウトをさせていただいたのだろうと思うのですけれども、しかし、こちらを活用していた方にとってみれば、そういうちょっと残念な、期待からちょっと外れてしまったなというふうな、そういう気持ちがあったということは知っていただきたいと思います。

やはりこちらの御殿山のほうは、先に建物があって、その中に図書機能を入れるから、スペース的に非常に難しく、そういう細長いところにならざるを得なかったのだろうと思いますが、大崎図書館のほうは、図書館をつくるということで建てたということなので、やはり非常に配慮をされ、スペースもゆったりとれて、そして使いやすい、そういう図書館ができて、34年たつわけですね。利用されてきて。しかも、大崎図書館は改めてこの事務事業概要を見ると、品川区の10館ある図書館の中で2番目に利用度が高い図書館だということ、また平成29年度の資料を見ても、ずっとそういう好位置を占めていますよね。だから、本当に惜しまれてくささないでほしいと、ここに書いてあるように、図書館として再生させてほしいというふうに求めるのは当然だなと私は思っています。

やはり、そういう貴重な自慢の施設だった、これを壊すなどというのはとんでもないと。しかも、1億5,000万円の経費をかけて壊す、それだけのお金を使って修繕をしてほしいというふうに主張しておられますけれども、それも本当に道理のある主張ではないかなと私は思っています。そういうことで、図書館としての利用についてはどういうふうに区としては思っていたのか、スペースが、とりわけ子どもの読み聞かせスペースについてもこういう先ほど紹介したような印象を持っていらっしゃる方も何人もいらっしゃるというところで、図書館としてどういうふうにそこを受けとめているのかを改めて知りたいのと、しかも区民への周知は張り紙1枚だというではありませんか。本当にそうなのですか。説明会をされたのでしょうか。張り紙1枚というのは、本当に信じられないので、それを伺いたいと思います。

○横山品川図書館長

まずお話し会をするスペースが狭いというところは、やはり委員ご指摘のようにビルの中のワンフロアですので、階段状のような仕様というのは、単館でやるような建物でないと確保できないです。そういう意味では、都会の中で、単館で図書館をつくるというのがなかなかもう難しい状況になっているところで、品川区でもゆたか図書館しか残っていないような形になっておりますので、そういう意味では、デザイン上最大限の工夫はしても、そういう昔ながらの建物というのは時代の流れで設備が不足してしまって、そういう階段状のものは残せないというのはやむを得なかったかなという気持ちはあります。

また、解体の費用を改修のほうにというお話ですが、例えば地下の書庫の改修だけでもそれ以上の金額がかかるような見込みが出てきているような状況が見られた中で、それぞれの改修をするよりは、全部移転してしまったほうが、先ほど申しましたように、地域的に空白地帯が埋まるという状況や、SHIPとの連携というようなこともありましたので、総合的にはそちらのほうを考えたほうがいいの

ではないかというような考えもあります。そういう意味では、地元の方の愛着を無視するようなことを図書館は全く考えておりませんで、それだからこそ西口のほうに分館ができたところでございます。

また、周知について張り紙1枚ということはございません。広報や地元の自治会の掲示板や回覧板にも出させていただいておりますし、それぞれにご説明をさせていただいて、また訪れる方についてはカウンターでQ&Aもつくって丁寧に対応できるような体制をとりながら、図書館としては精いっぱいのご説明をさせていただいた中で、このような運びになったということでございます。そういう意味では、ご不便をおかけするところは多々ございますけれども、新しい可能性に向けて発展的なご意見をいただきながら、新しいアイデアで、限られた環境の中で充実させていったほうがいいかなと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○南委員

最後に一言。今説明は、私的にはまだ反論したいと思っていますけれども、次の時期に譲りたいと思いますが、最後にSHIPとの関連なのですけれども、SHIPを前に視察をしたときに、蔵書数なんてとんでもない、これでSHIPがあるからというふうに言っていたのか、とすごく私は憤りを覚えた経験があるのですけれども、SHIPとの関連というのであれば、もっとしっかりと図書館に合った企業関連の図書を活用できるような、あそこにそういう蔵書を置かせていただくことも含めて、もっとしっかりやっていたかかないと、SHIPとの関連というのはどこをどう見て図書館長がおっしゃったかわからないけれども、とんでもないと、そこを理由にするほどの状況ではないということをちょっと申し上げておいて、終わりたいと思います。

○飯沼委員

共産党ばかりやって申しわけない。十分やっただいてからお時間をいただこうと思っておりました。

委員の方々のところにもお手紙が届いていると思います。とても丁寧な心のこもったお手紙をいただきました。ちょっと一部だけ読ませていただきます。

「平成27年4月より大崎図書館ユーザーの会として、大崎二丁目の大崎図書館の存続を求めて願いをしてまいりました。6月1日より御殿山に大崎図書館」、クエスチョンマークがついていますが、「開館いたしました。高齢の方や小学生は遠過ぎて行かれないと困っております。公共図書館は子どもたちが初めて利用する公共施設です。日常生活の中で文化的な生活を広げ、深める場、生涯学習の場所です。西口にできた子どもの図書室には、蔵書も少なく、兄弟、姉妹で行っても、上の子の読む本がない、書架はスチール製で温かみもなく、机も椅子もない中途半端な施設です。そこに年間1億円の血税が使われるとも聞いています」云々とずっと書いてあるのですが、私はこの間の大崎図書館、議会での議事録、ほとんど全部、10本ぐらいありましたが読むことができました。それを受けて、こんなにも地域に愛されている図書館というのはないなと思いました。

発端が地域に図書館がほしいということと、地域の方と行政がやはり力を合わせてつくった、地域の願うような図書館をここにつくってきたという意味では、その評価が続いている、区内でも2番目に利用が高いということを見ても、その間の地域の方の努力もありますけれども、そこに働いていた職員の方々の努力もあった。区はやはりそこをしっかりと評価をするところからスタートしなければいけないなと思っています。

そういった意味では、まだまだ十分補修可能なのになぜ解体するのか、この疑問に私は十分答えていないと思うのです。解体して移転をしていくということに対して、納得をしていない。この間について、

張り紙1枚ではなくて、説明しましたというのですが、事の発端は利用者の皆さんにきちんと説明会をこの間の流れとか、区の意見とか、一切説明会がされていない。私はここに最大の問題があるのではないかなと思っています。

この図書館は区の財産でもあります、区民の皆さんの大事な財産である、これをやはり理解を得ない、納得をされていないまま壊してしまうということがすごく鳥肌が立つくらい怖い、恐ろしいなど。大事な区民の財産を周りの方がこんなに愛して使ってきたのに、了解も得ないで、納得も得ないで、もう3月に閉めてしまって、今年度中に壊しますよという、そういう判断をしたこと自体が、私は大きな間違いであるなと思っています。ここは文教委員会なのですけれども、この辺の経過を得ても、私は区民の理解を得ていない。区民の理解を得ることが自治体の役割として最大必要であると思うのですが、この辺、私はここが一番大事だなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○横山品川図書館長

区民の方のご説明につきましては、先ほどの広報その他、掲示板や回覧板でお知らせしたほかにも、地元の連合体であります自治会、町会、自治会連合会の会合のほうに足を運ばせていただきまして、各町会長には丁寧に説明させていただき、町会長のほうから会員の方にご説明をしていただくようなことをお願い申し上げたところでございます。

解体ということにつきましても、もう大崎図書館の機能が移転している後でございますので、私どものほうからは施設管理部門のほうに引き渡しを済んでいる状況なので、確としたことは申し上げられませんが、機能していない施設をそのままということになりますと、施設管理の面やセキュリティの面から非常に危ない状況になると思います。今区のほうでも空き家対策等で苦慮しているところですが、区みずからがあいてしまった建物をそのままということではできないような状況ではないかなというふうに推察するところですので、そういう意味では、流れとしては、そのような形になるかと思えます。

また解体については、区民の方へのご説明等はするような運びだというふうに聞いております。

○飯沼委員

まず、理解を得ていませんよね。やはり理解を得ていないままに進めるということで、それは、セキュリティはありますよね。空き家のままにしておいたら危ないと。そういった意味だからこそ、この6月の第2回定例会にこの請願を今訴えないと壊されてしまう。この間もずっと努力をされていたけれども、今行政にこの住民の方々、利用者の方々が意見を聞いてほしいというので、この議会にこの請願が出されたのですよ。やはりそこを重く受けとめてくださったのだったら、既に移転をしましたと、もう図書館のところから離れましたというのではなくて、区のトップに対しても、やはりきちんと区民の声を伝えるのはこの委員会なのですよね。本会議もありますけれども、やはり文教委員会の中で議論された中身をどれだけ本当に伝えてくださるのかというのが大事であると思っています。

だから、私はこのまま移転して、御殿山に新しい図書館ができることを皆さん何も否定していません。住民がどんどん増えている新しいまちに新しい図書館ができるのは、私は当然だと思っているのですね。でも、この方たちが訴えているのは、あちらが充実するのはいいけれども、大崎二丁目の大崎図書館がなくなってしまう。先ほどから課長は取次施設もできるし、芳水小学校のところにも分館ができるって、三つで充実をするのだとおっしゃっていますけれども、今まであった大崎図書館を利用していた方々、周辺の方々にとっては、何もいいことはないのですよね。縮小されてしまいますよね。大事な建物がなくなるだけでなく、機能が変わってしまうというところをこの中で訴えていらっしゃることに対して、私は総合的に見るとよくなるのだと強調されているけれども、このユーザーの方々の

訴えのところは、今まで利用していたところが縮小、建物はなくなりますね。廃館とおっしゃって。縮小、だから、機能的には今よりよくなっていないのですよ。悪くなっているのですよね。そこの自覚をしっかりとしないと、同じご答弁をされていて、何か空中を飛んでいるだけで、説得力が全くないなど思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○横山品川図書館長

その点につきましては、先ほど南委員のほうからご指摘がありましたように、区長がセレモニーの際に、ご自分が住んでいるところの図書館がなくなるのはすごく寂しいとおっしゃったように、そういう気持ちは、西口の方面に住んでいらっしゃる方については共通のものだと思います。そういう意味では、子どものときから使っている図書館がなくなってしまって、代替で芳水小学校に分館ができたとしても、その気持ちはなくなる、惜しいという気持ちはなくなると思います。

ただ、せめて、大崎図書館に行ってしまっただけではなく、分館ができて、そこで新たに大崎図書館の伝統を引き継ぐ、小さいながらも小学校と連携しながら新しい展開をしていくというところで環境を保持し、また可能性としてはこれから発展するということで、前を向いていただければ非常にありがたいなど。なので、失ったものがないとは絶対申しませんし、とても惜しいと私も思っております。私も大崎図書館がすごくすてきな施設だなどは思っておりましたけれど。そういう意味では時代の状況で手放すことになってしまいましたけれども、そういうところを一緒に受けとめていただいて、次に進めればよいなと思っております。

○飯沼委員

今、最後、時代の状況とおっしゃいましたでしょうか。それというのは、時代の状況だから、不便ができて、何か諦めてくださいみたいに受けとめてしまうのですけれども、大崎の地域は明らかにやはり蔵書が少なくなるし、スペースも狭くなるし、やはり大崎の地域の方々、住民にとっては私は図書館、知る権利とか、学ぶ権利が現状よりも悪くなる、学ぶ権利も侵されているのではないかなと思っております。

今日訴えたいのは、公の施設というのは何かなど。図書館はもちろん公の施設、地方自治法第244条に書かれている公の施設なのですけれども、ここに「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と書かれているのですが、この中身をどう受けとめていらっしゃるのかなというのを今日伺いたいのです。私たちは施設利用に対しては、住民本意になってほしいな、原則にしてほしいなど。地方自治ハンドブックをちょっとひもといてみたら、こうやって書いてあるのですね。ちょっと聞いてください。

「公の施設の設置に当たっては、設置主体である地方自治体は、その施設を住民が最も利用しやすい場所に設置する必要があり、利用する住民にとって不便な場所に設置してはならないことにもなる」と書いてあるのです。さらに進んで言えば、「施設の内容、管理についても住民の利用とその効果が十分に機能するために利用者の意向が反映できる手続、方法がとられることが必要であります」といって、ちょっと中略で、「このような住民参加による施設の設置運営を条例などによって書いていく必要もあります」ということで、やはり住民本意の施設であると。特に利用しやすいというところが、やはり住民本意というところだと思うのです。

私は今回新しくつくるのではなくて、今まであったものが、状況が悪くなってしまうと、そこに対して全く地域の皆さんがおっしゃっているとおりであると思っております。公の施設は住民の福祉増進のためにあるものだという、ここの部分に私は大いに反するのが今回の品川区のやり方であると思っ

いるのですが、この点はいかがでしょうか。

○横山品川図書館長

確かに住民の福祉に増進するための施設が公の施設だと思います。ただ、住民というのは全ての住民に対する施設でございますので、そういう意味では施設はどこに建てても、誰かは一番便利だし、そうでない人も出てきます。そういう意味では、北品川に移ったことによって、西口方面の今まであった図書館の方は不便になりますが、北品川にお住まいの方、人口が増えている地域に住んでいらっしゃる方、また新しく企業とかにお勤めの方についても非常に便利な状況で、とても喜ばれています。山手線の内側に初めてできた施設として、住民以外の方にも喜ばれるような施設になったと思います。また、西口の従来から利用されている方の欲しいという気持ちを区のほうが最大限に取り入れた形で分館というのが、区としては施設を増やさないという方針に、ある程度反した形で分館というのを設けたというところで、区としての姿勢をおくみ取りいただければありがたいなと思ってございます。

○飯沼委員

そろそろまとめますけれども、とにかく今回の新しい北品川に移した時点において現状の大崎二丁目のところは不便になる、これは認めていらっしゃることであると思いますけれども、そういった立場だったら、本当に最大限地域のために考える、今新しい図書館をつくらないけれども、分館をつくっていく最大限の努力をしたというところですけども、私はここにとどまらず、今回の請願にあるようにさらなる文化交流拠点となる図書館として再生させてくださいという、やはりここをもう一度きちんと受けとめて、区全体で再考していただきたいと思いますけれども、最後にいかがでしょうか。

○横山品川図書館長

施設をつくるというのは、かなりコストがかかることでございます。そういう意味では、計画立てて地区のバランスを考えながらつくっていくところだと思います。そういう意味では、先ほど申しましたように、大崎地区には3拠点というような形で品川区内の中でも図書環境としてはかなり重点を置かれたような位置づけになってございます。この中で、もう1拠点というのは、今の状況ではあまり現実的ではないと考えております。

○飯沼委員

最後に言っておしまいにしますけれども、大崎は今すごく変わっていますよね。駅周辺の超高層化がどんどん広がっている。それを区は発展と言っていますが、私たちは決してよい発展であるなどは思っていないのは、やはり一極集中で、どんどん人口が増えている。駅も大変ですが、図書館も学校も、たぶん今後どのくらい伸びていくかによって需要にどれだけ対応していけるのかというところがあると思うのです。線路で分断をされ、目黒川で分断をされている。本当にこの大崎二丁目から北品川五丁目に行くというのは大変なことなのです。自転車に乗っていくのも大変といった状況の中で、私はぜひ地域バランスと言っているのだったら、この地域の活用度合い、今後のまちがどう発展していくかはわかりませんが、再考をぜひしていただきたいと思いますなと思っております。

○渡部委員

そもそも2年半ぐらい前からこういう話が續いていて、私も何か今日のやりとりを聞いていると、何か前にもあったやりとりだなどというふうに、文教委員会にずっといらっしゃる方はそういうふうに聞いているのだと思うのです。

施設が老朽化して雨漏りがある、前も書庫の部品が取り寄せられなくて、それを全部入れ替えるとなると大変なことになると伺いました。当然本、蔵書が相当数あるわけですから、閉めてからでない移転

はできないですね。ただ、そこでも何とか少しでも切れ間なくというところでなさっていただいているというのも最大限の配慮なのかなと思います。

違っていたら直してほしいのですけれども、確かに地域の方々からさまざまなご意見が出て、地域の方々から声が上がって、本来当初は北品川の予定しかなかったのかなと承知してしまして、その後、建設中の芳水小学校でしょうか、そこに何とか、地域の方からの要望で、そこに何とか入らないかということで設計変更したのですしたかね。間に合ったのですしたかね。その辺、ちょっと全然覚えていないのですけれども。そのようなことだった。

私どもの会派の議員も積極的にここはかかわらせていただいて、地域の方の声を本当によく聞いていろいろやっていたと記憶しているのですけれども。こちらに今回お示しいただいている松原傳吉さんのご親戚の方も、芳水小学校にというところで一生懸命動かれて、これが実現したというふうに向っているのですが、その辺の認識が間違っているか、間違っていないか、もう4年前の話なので教えてください。

○横山品川図書館長

今ご指摘のとおり、芳水小学校分館にできましたのは、当初の区の単純に移転するという話に請願をいただきまして、そちらの中で、芳水小学校の中に分館ができないかというのを協議いたしまして、変更させていただいたところでございます。そういう意味では、地域の方のお声を受けた分館でございます。

また、松原傳吉さんが私財を投げ打って図書館を建てていただいたというのはとても認識しておりますので、何とかその思いを残せないかということで、今遺構なり何かを残せないかということで工夫を重ねているところでございます。そちらについても決して忘れてはいるわけではなく、そういう意味でも芳水小学校のところに地域の歴史の何かを残せるようなもの、コーナーになるかどうかはわかりませんが、できないかということで努力をしているところでございます。

○渡部委員

ありがとうございます。承知いたしました。その辺の経緯がございましたので、しっかりとそれはまた地域の方々に返信といいたしましょうか、お伝えをしてあげていただきたいと思います。

ほかの会派の先生方が今質問されている間に、ICT化されて便利でいろいろ調べられるのですけれども、蔵書数も増えるということで、品川区の中で10館しかない図書館、エリアの問題を言い出すと、これはきりのない話になると思います。当然隣にあったものが10軒先に行ったら不便になるわけですから、ただ、その10軒先の人はずごく便利になるのだろうな、この39万区民の要望をどういうふうに捉えていくかというのは行政の仕事、ただ、これは文教委員会でやる話ではないので、先になります。が、ちょっとそれとは違うような話がずっと議論されていたので、それって違うのになんて思いながら聞いていました。

御殿山の図書館と芳水小学校のほうがあいて、地域の方々にとって、これからも愛される図書館づくりをしていくというのが一番の課題なのかな。それが地域の方々に応えていくところなのかなというふうに考えていますので、これは要望ですけれども、その辺は地域の方のお思いをくんでしっかり進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○塚本委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、本請願の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

○南委員

いいと思うのですけれども、そういう運営で。質疑されていない会派の方々の、態度について、どういう態度をとったのかについての理由、それはぜひ述べていただけるようにはからっていただきたいと思います。

○塚本委員長

各委員におきましては、言うまでもないと思いますが、態度表明とともにその理由ということで表明していただければと思います。

それでは、本請願の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

私のほうとしましては、結論を出して、不採択です。

先ほど述べさせていただいたようなところもあるのですけれども、大崎図書館の移転の前の話として、ここの図書館を例えばほかの用途に転用する場合とか、擁壁がどうした、何がどうしたというので、かなり傾斜地で難しいところだというような議論を行財政改革特別委員会とかでされてはいたのです。この図書館移転の前。そういうところも含めまして、いいところが見つかってと言っては失礼ですが、タイミングとして移転はやむなしなのかなと。それについて今後どうするかというのは、またじっくり考えていけばいいところだと思います。この請願に対しましては、本日結論を出すで不採択でお願いいたします。

○つる委員

結論を出すで、態度については不採択ということです。

この間、文教委員会でこの図書館にかかわる請願は何度も出てきて、その間公明党としても態度を示させていただいた訳でありますけれども、私個人としても当然図書関係の区行政としての充実というのは、これはずっと求めてきているところでもあります。この間の質疑を聞いていく中で、これが例えば廃館、なくなるということであれば、いささか疑問を投げかけなければいけないかなと思いましたが、先ほどの質疑を聞いていても、39万の区民の方に対しての図書館行政というか、情報提供も含めて、これは区全体として充実を図られていく、また図られつつあるという、これは大崎エリア中心ですけれども、全体から見たときに、これは充実をされていくものなのかなと。

当然先ほどの質疑の中で、この間、ありました。これは地域としては非常に今まであった、三十数年あったところから、大きい部分ではなくなるというところでは、これは非常に地域としては心苦しいというところ、これはよくわかる場所ではありますが、一方で、先ほどの中でもありました新しくできたところについては、近いところにできてうれしいなというところもあるわけです。ですから、それは区としては当然あちこちということはなかなか難しい。当然エリアの制限という中では、いささかいたし方ないというところでは、区全体として充実されているというところは機能が充実されるし、既存の地域についても、この間芳水小学校、そして取り次ぎというところで充実されるわけですから、それはそれで区としては最大限努力をして区民サービスの向上に務められているのだなど、そういう理解であります。ただ、当然地域というところでは、繰り返しになりますけれども、これは残念なところなのかな、それは最大限寄り添わなければいけないところとっております。

また、図書館が発行されている『L i L i L i』の最新号の4月号、たまたま偶然かもしれませんが、大崎図書館読書会の皆さんのお話がレポートで出ていますけれども、新しい、先ほど話があった西口の取次施設で続けますよとあるわけですよ。ですから、そうした活動にも当然資する形で、機能充実ということでは一定貢献されているのかなという理解もあります。

また、大分前ですけれども、2014年だったでしょうか、この大崎図書館にかかわる請願が出たときに私が申し上げたのが、場所が移る、移転ということに際しては、やはり奥の細道ではなくて、図書館の細道みたいなものをつくって、今まで近くにあった人たちがそこに行くまでを楽しみながら、何の本を探そうかなという思いをめぐらしながら図書館に行くという楽しみをつくったらどうですかという提案をさせていただいていましたので、それについては、この『L i L i L i』の第1号から品川の図書館めぐりということで、この間4回ですか、ある。だから、例えば次の回とかで新しい図書館に向かつての楽しみ方とか、あとは動線上に何か楽しめるようなものをつくっていくというのがやはり充実の一つになるのではないかなと思っていますので、そのあたりも含めながら、最大限先ほど来申し上げた地域の皆様には寄り添う形で今後も図書館行政の充実に努めていただきたい。

ただ、この請願については、この間さまざまな議論があったことを含め、不採択ということにさせていただきます。

○飯沼委員

結論を出すということで、採択を主張します。意見をちょっと言わせてください。

北品川に移転、移転というか、新しい図書館ができたことは了とします。しかし、大崎二丁目、この地域の方々がおっしゃっているように、今まで大事にしていた建物を含めて、歴史が全部壊されてしまう。廃館と言われるのも当然であると思っています。ぜひ文化的な交流の拠点として公の施設、ここを再生してほしいという願いは、私は当然であると思っています。特に利用者、住民の方の声を受けとめて、品川区は再検討すべきであると考えています。

そして、あわせて29号線の代替地とされることに対しては、29号線先にありき、道路ありきといった意味では、とても納得できるものではない。このことに強く抗議をして、この請願に対しては採択を主張いたします。

○石田（し）委員

結論を出すで、我が会派としては、不採択を主張いたします。

理由としては、この間長きにわたってこの大崎図書館については議会でもさまざまな議論があったと思います。地域においてももちろん今日いただいている請願を出されている方たちがいわゆる反対をされていることも重々承知をしていますし、またそうでない地域の方たちの声も我々のほうにはいただいております。それは確かに悲しい部分というのは、今まであった施設がなくなるわけですから、心情的には悲しい思いをされている方が多いのかなというふうに思いますが、一方で、先ほど来、行政からの説明の中にもあったとおり、あそこはわりとビジネスの人たちが利用されていたという事実も今まであって、そういった意味では大崎、いわゆる北品川のほうにSHIPができて、そこが一つのビジネス拠点となっている中での図書館の連携というのは、非常にいいことなのかなと。それを実際に喜ばれている方たちの声も我々のところにはいただいております。そういった意味では、ただ移転だけではなくて、地域の声をできる限り反映していきたいという思いで西口に取次の施設をつくったり、あとは芳水小学校のところ有一部分館を設けたりと、できる限り区民の声にも寄り添う形をとっていただいたのかなというふうに思っております。

ただ、先ほどの南委員の子どもたちのいわゆる読み聞かせの部分とかの施設が何か少し物足りないというような利用者の声というのがあったという話もありました。やはり、特に今子育て世代の方たちがそういった図書館を利用されているのかなと思うので、その点に関してはしっかりと声を聞いていただいて、確かに施設のいろいろな制約というのは重々我々もわかっているのですが、何かまた工夫ができて、スペースのみではなく、さまざまなハード面ではなくてソフト面でも、そういった方たちに喜んでもらえるような工夫をできたらなというふうに思います。これからも地域の皆様にまずご理解をいただいて、そしてさらにご利用していただけるような図書館運営をぜひやっていただきたいと思います。それは要望でお願いしたいと思います。

よって、不採択ということでお願いいたします。

○高橋（し）委員

今回の請願のみならず、これまで何年か文教委員会に所属させていただいて、こういった地域の方々のご意見を伺って、さらに行政の方の説明も伺ってきました。こちらの請願にあるように、今までの思いは十分にご理解させていただいています。しかし、その一方で、ハード面というか、物理的な側面で、老朽化による解体を余儀なくされているということ、あと代替として図書館の取次施設や芳水小学校の中、あるいは北品川に移転ということで、別の方々の請願を過去にいただいた部分もあります。ということで、今後の運営をさらに進めていって、より代替のところで進めていってほしいとお願いをしておきます。

今回のこの請願については結論を出すで不採択ということで、今もお話ししましたけれども、今後のそれぞれの運営にかかっていると思うので、ぜひ区民の皆さんの期待に応えるような運営をしていっていただきたいと思います。

○塚本委員長

それでは、本請願については、本日結論を出すとのご意見でまとまりましたので、本日結論を出すということに決定いたしました。

先ほどの質疑で、それぞれの方のご意見をいただきましたので、本件につきましては、挙手により採決を行います。

それでは、平成30年請願第12号、大崎図書館の解体は止め、新たな図書館として再生させることを求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○塚本委員長

賛成少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 その他

○塚本委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、文教委員会に係わる項目

について、所管質問をなされたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

そのほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後0時02分閉会